

■議案第16号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について

【要旨】

市町村で策定する過疎地域自立促進市町村計画（市町村計画）において、事業の追加は総務省通知（「過疎地域自立促進計画等の変更の取扱いについて」総行過第143号）により「全体計画に及ぼす影響の大きい変更」となるため、市町村計画を変更するよう規定されています。

また、その際は過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する第1項の規定により、町議会の議決を経ることとされています。

今回、平成22年度に策定した「四万十町過疎地域自立促進計画」について、下記の事業の追加を行うため、市町村計画を変更し、議会の議決を求めるものです。

【内容】

（1） 橋梁点検調査事業

【事業内容】

道路法施行規則の一部改正により、各道路管理者は、橋梁等について国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行うこととされました。これにより、四万十町においても橋梁の点検、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを確立し、修繕等を計画的に行うことで道路の良好な状態を保つことを目的として計画を整備するものです。

（2） 低廉な高齢者生活支援住宅整備事業

【事業内容】

高齢者が地域で生活するうえで最も基本的な基盤である高齢者の住まいの確保は、高齢化が進む近年益々重要となっています。

自立した在宅生活を送ることが困難、あるいは不安になってきた低所得高齢者等が、地域において安心して暮らせるようにするため、日常的な生活支援サービスが提供される環境を整えた、低廉な家賃の住まいの整備を計画するものです。

（3） 集会施設整備事業

【事業内容】

少子高齢化により地域の過疎化が進行する中で、コミュニティ活動の拠点施設である集会施設の維持は重要な課題ですが、現在使用されている集会施設の多くが建築から30年以上を経過し、相応の修繕が必要な時期を迎えているため、改修に要する経費の一部を助成し、地域住民が安心安全なコミュニティ活動を実施することができるよう計画を整備するものです。